

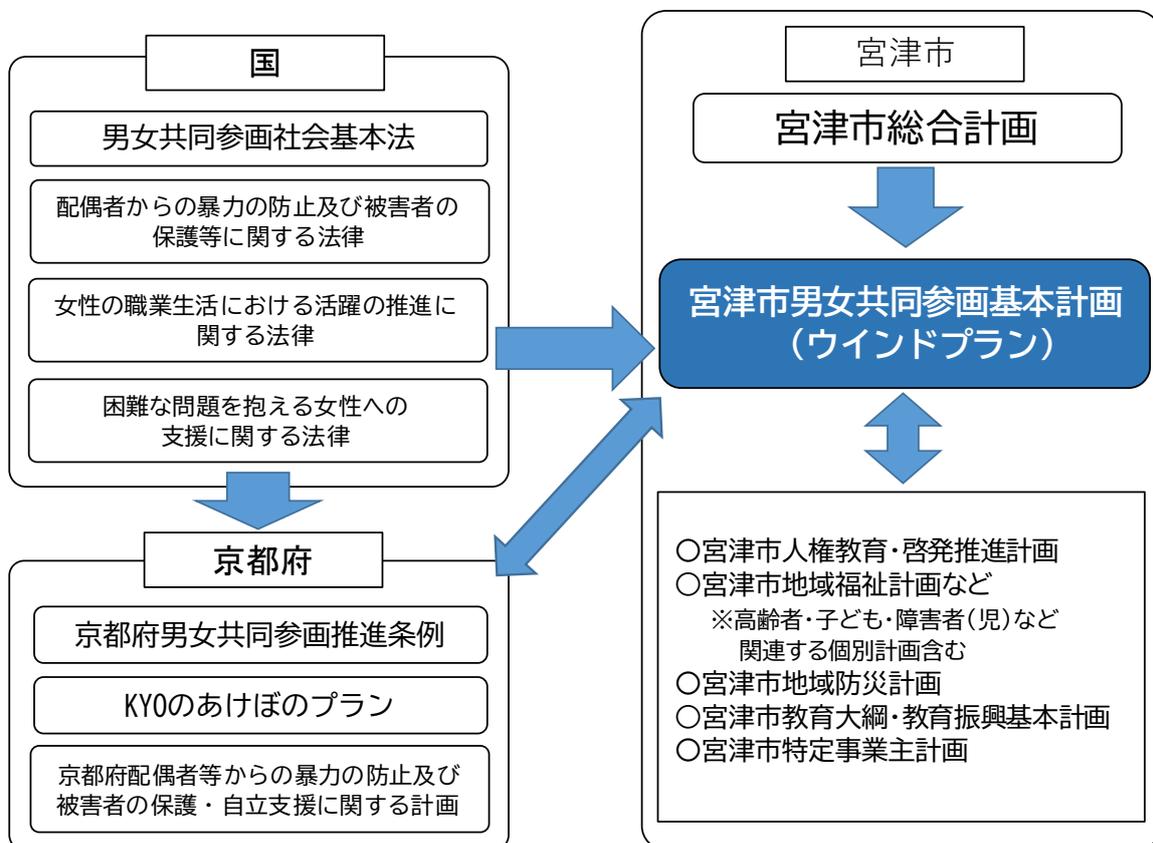
## 宮津市男女共同参画基本計画 骨子案

### 1 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条に規定する地方公共団体の責務として、宮津市が実施する男女共同参画の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものであり、「宮津市男女共同参画基本計画－ウインドプラン 2017－」で策定した男女共同参画における基本理念や推進方策を基礎にしつつ、施策の更なる推進を図るため、「宮津市男女共同参画基本計画－ウインドプラン 2027－」を新たに策定するものです。

施策の推進にあたっては、「KYOのあけぼのプラン-京都府男女共同参画計画-」などと連携しながら「第7次宮津市総合計画」を最上位計画として、「宮津市人権教育・啓発推進計画」や「宮津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」など各種分野の計画と合わせて実施します。

なお、この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定する市町村基本計画・市町村推進計画を包含しています。



## 2 基本理念

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することで、喜びと責任をともに分かち合う地域社会の実現を目指します。

**男女の人権が等しく尊重され、喜びも責任も  
ともに分かち合う男女共同参画社会の実現**

## 3 基本目標

### 1 あらゆる分野における女性の活躍

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映される社会の実現に向けて、就業の場での男女共同参画の取り組みの積極的な推進や、政策や方針決定過程への女性の参画の拡大を図るとともに、起業や就業、地域活動など、女性の多様なチャレンジの支援に取り組みます。

また、男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会活動の選択に対する制度の構築や意識の改善は大きな課題となっています。ワーク・ライフ・バランスの意識づくりに積極的に取り組んでいきます。

### 2 安全・安心な生活の実現

宮津市におけるドメスティック・バイオレンス(DV)相談件数は横ばい傾向にありますが、支援のあり方も複雑化していることから、DV防止対策に一層積極的な取り組みを進めます。

また、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取り組みや男女の性差に応じた健康を支援する取り組みを推進するとともに、貧困や高齢、障害など様々な困難な状況におかれている方が安心して生活できる環境の整備や、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に向けた取り組みを進めていきます。

### 3 男女共同参画の基盤づくり

広報や啓発、教育・学習の場において、男女の人権が尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できるための基盤づくりに取り組みます。

## 4 計画の期間

この計画の計画期間は2026年(令和8年)4月から2031年(令和13年)3月までの5年間とします。なお、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 【参考】

- ・ウインドプラン 21-宮津市女性行動計画- 1995年(平成7年)策定
- ・宮津市男女共同参画基本計画-新ウインドプラン 21- 2002年(平成14年)策定
- ・宮津市男女共同参画基本計画-ウインドプラン 2017- 2017年(平成29年)策定